

# ヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー実態調査・研修推進事業）

< 児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称） >  
令和5年度当初予算（案）：208億円の内数（202億円の内数）

## 1. 事業内容

ヤングケアラー<sup>（注）</sup>の支援体制を強化するため、実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う

（注）本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

## 2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

### （1）実態調査・把握

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額
 

1 都道府県、指定都市あたり	7,662千円
1 中核市・特別区あたり	4,130千円
1 市町村あたり	2,296千円
- ③負担割合 国：1/2 → 2/3 **【拡充】**  
実施主体（自治体）：1/2 → 1/3

※事業導入当初の時的限的な措置として補助率を高上げ

### （2）関係機関職員研修

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額
 

1 都道府県、指定都市あたり	4,083千円
1 中核市・特別区あたり	2,391千円
1 市町村あたり	1,718千円
- ③負担割合 国：1/2 → 2/3 **【拡充】**  
実施主体（自治体）：1/2 → 1/3

※事業導入当初の時的限的な措置として補助率を高上げ

## 3. 事業イメージ

都 道 府 県  
市 区 町 村

（2）関係機関職員研修

ヤングケアラー



（1）実態調査・把握



ヤングケアラーは、支援が必要であつても表面化しにくい構造。支援策を検討するため、まずは都道府県・市区町村単位での実態調査を実施。

関係機関（福祉・介護・医療・教育等）

ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等関係機関職員によるアクトリチが重要。ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、以下に類する機関の職員に対して、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施。

- 福祉事務所
- 学校
- 病院
- 地域包括ケアセンター
- 教育委員会
- 医療ソーシャルワーカー
- 市町村保健センター
- スクールソーシャルワーカー
- 訪問介護員
- 児童相談所
- スクールカウンセラー
- その他関係機関
- 児童福祉施設
- 民間団体 等
- 社会福祉協議会
- 民生・児童委員
- 保健所
- 司法関係機関 等



# ヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー支援体制構築モデル事業）

< 児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称） >  
 令和5年度当初予算（案）：208億円の内数（202億円の内数）

## 1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなぐ機能を強化（コーディネーターの研修も含む）
- ・ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
- ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等に財政支援を行う
- ・**外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等を行う自治体への財政支援を行う【拡充】**

## 2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助

実施主体：都道府県、市区町村

負担割合：国 2/3、実施主体（自治体） 1/3

### (1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	17,695千円
	1 中核市・特別区あたり	11,314千円
	1 市町村あたり	6,335千円

### (2) ピアサポート等相談支援体制の推進

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,433千円
	1 中核市・特別区あたり	5,038千円
	1 市町村あたり	2,596千円

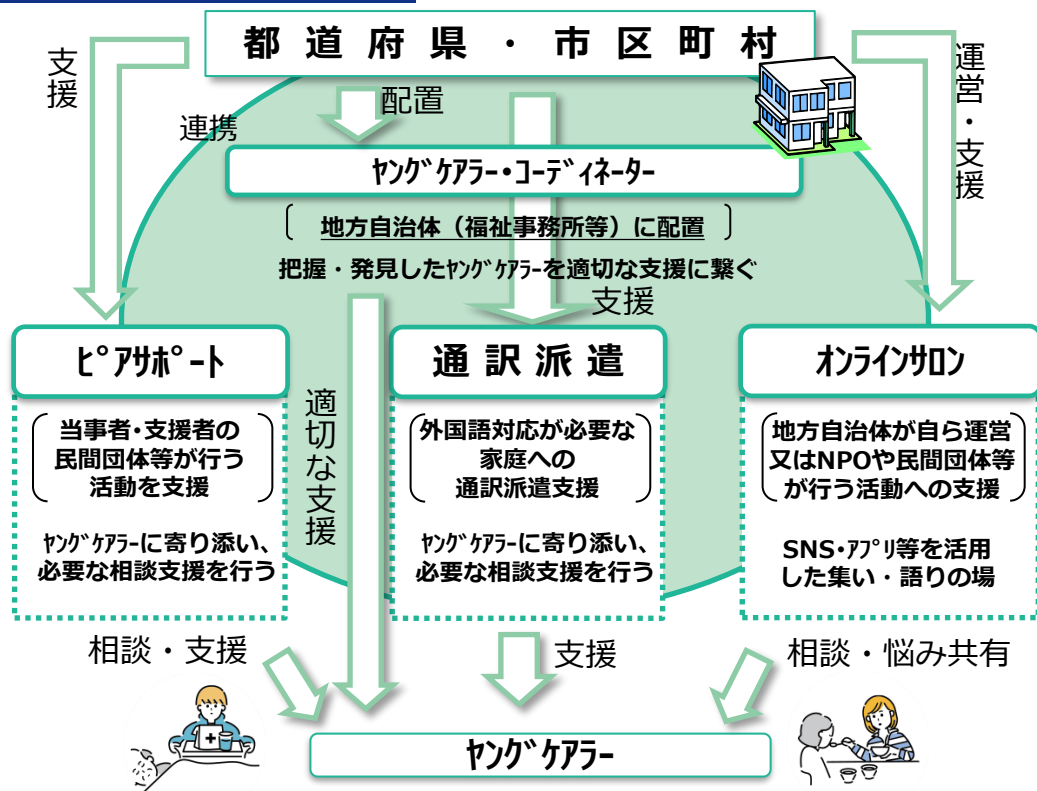
### (3) オンラインサロンの設置・運営、支援

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	3,862千円
	1 中核市・特別区あたり	2,627千円
	1 市町村あたり	1,733千円

### (4) 外国語対応通訳派遣支援【拡充】

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,920千円
	1 中核市・特別区あたり	5,280千円
	1 市町村あたり	2,640千円

## 3. 事業イメージ



## 1. 事業目的

- 市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図る
- 学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する【拡充】

## 2. 事業内容、実施主体、補助率

**実施主体 市町村 負担割合 国：1／2、市町村：1／2**

### （1）市町村スーパーバイズ事業

市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。

[基準額] 中核市等 2,605,000円 その他市町村 1,303,000円

### （2）要保護児童対策地域協議会機能強化事業

ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。

イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。

[基準額] 1市町村当たり 交付要綱による

### （3）市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

児童等に対する必要な支援を行うための拠点を運営する。

[基準額] 1支援拠点当たり 交付要綱による

### （4）市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

支援拠点において、相談対応に加え、一時預かり事業、産後ケア事業その他の子育て支援に関する事業の利用と合わせた支援ができるよう、相談者及び子育て支援事業を行う者と必要な調整を行い、相談者に対する支援を行う。

[基準額] ①基本分（1か所当たり）564,000円  
 ②加算分（宿泊を伴わない場合）延べ利用児童数×5,500円  
 ③加算分（宿泊を伴う場合）延べ利用日数×13,980円

### （5）ヤングケアラー支援事業【拡充】

学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

[基準額] 1市町村当たり 1,860,000円

# 子育て世帯訪問支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算 602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

## 事業概要

- 家事・育児等に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭が増加しており、子どもの養育だけではなく、保護者（妊産婦を含む）自身が支援を必要とする家庭が増加している。
- こうした需要に対応するため、訪問支援員が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

## 実施主体

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

## 支援対象

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦

## 支援内容

- ・家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
- ・育児支援（保育所等の送迎支援や地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等を含む）

## 補助割合

国：1／2、都道府県：1／4、市町村：1／4

（参考）支援の様子

## 補助基準額（案）

訪問支援費用	1時間当たり	1,500円（3,000円）
交通費	1件当たり	930円（1,860円）
事務費（管理費）	1事業所当たり	564,000円

※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、訪問支援費用及び交通費について補助額の加算を実施。

括弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額



家事支援のイメージ



育児支援のイメージ